

内閣官房国土強靱化推進室 御中

「国土強靱化年次計画 2021（素案の検討資料）」に関する意見

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

公益財団法人 日本生態系協会

TEL : 03-5951-0244

E-mail : head_office@ecosys.or.jp

意見：

1. グリーンインフラについて

グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究等、グリーンインフラの推進が、本年次計画の各所に盛り込まれています。グリーンインフラの推進は、非常に重要であり、具体化を進める必要があります。

しかし、本年次計画の8か所において「自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用したグリーンインフラ」のように『自然環境』という用語を用いてグリーンインフラを適切に定義する一方、グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいてこれまでに紹介されている事例の中には、外来種・園芸品種で整備された緑地など『自然環境』と言い難く、生物多様性の観点からふさわしくないものが含まれています。

こうしたことから、グリーンインフラの定義を示した部分の直前に、「自然環境」の定義として、例えば「自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。」（「自然再生推進法」に基づく「自然再生基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）の冒頭部分）を追記する必要があります。

2. 森林の整備について

本年次計画において「森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等」が4か所で示されています。

ところで森林の経営管理について、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムが、平成31年4月1日から始まっています。同法について、衆参両農林水産委員会において、「本法を市町村が運用するに当たって、『森林の多面的機能の発揮』『公益的機能の発揮』『人工林から自然林への誘導』『生物多様性の保全』について、十分に配慮するよう助言等の支援を行うこと。」（以上は、参議院農林水産委員会附帯決議）等の附帯決議が附されています。

こうしたことから、森林の国土保全機能の維持・発揮のための取組として、具体的に「人工林から自然林への誘導」、「生物多様性が保全・再生された森林の整備」を明記する必要があります。

3. 宅地建物取引法上の重要事項説明について

本年次計画において「災害リスクの見える化等による災害ハザードエリアにおける開発抑制」が6か所で示され、ハザードマップに言及した部分は70か所あります。

このことに関連し、不動産取引時に、宅地建物取引法上の重要事項説明として、土砂災害に関する説明に加え、水害リスクに関する説明をすることが、令和2年8月から義務づけされています。

国土強靱化の重要施策として、ハザードマップに言及した部分に、土砂災害リスクと水害リスクについて、「不動産取引時に、宅地建物取引法上の重要事項説明とされている」ことをあわせて示すことが重要です。

4. 流域治水について

昨年7月の社会資本整備審議会「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」答申に、「流域治水を進める上で、生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全や創出・・・など、防災機能以外の多面的な要素も考慮し、・・・持続可能な地域づくりに貢献していくべきである」との提言が示されています。今年4月の流域治水関連法案に関する衆参両国土交通委員会でも同様の附帯決議が附されています。

これらのことを踏まえ、第2章の流域治水の取組の推進に関する部分（第2章－13）に、「流域治水の取組に当たっては、あわせて生態系ネットワークの形成に貢献する」を加える必要があります。